



新見市公告第12号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年6月3日

新見市長 石田 實



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間	備考
集R7-1	新見市神郷釜村 3023	135へ17 他	山林	9.52	公告の日から 起算して10 年を経過する 日	対象 地番 の一 部に つい て経 営管 理権 を設 定す る。
	新見市神郷釜村 3024	135ト11	山林	0.11		

2 縦覧場所

新見市林業振興課、新見市のホームページ

3 本公告により、新見市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。